

## 年次報告にあたって

男性も女性も一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、三重県がめざしている「県民の皆さんが主役となって、それぞれの思いをもとに、主体的に自らの住む地域をつくっていくことのできる『地域主権の社会』」の基礎となるものです。

三重県では、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、14年には、具体的な施策の方向性を明らかにする「三重県男女共同参画基本計画」を策定して取組を進めてきました。しかし、計画策定後の法制度や社会情勢が大きく変化したことから、この変化に対応し、今後の取組方向を明確にするため、19年3月には基本計画の改訂を行うとともに、その計画を着実に推進するため、同年10月「第三次実施計画（計画期間：平成19年度～22年度）」を策定しました。

この「第三次実施計画」は、県の総合計画「県民しあわせプラン・第二次戦略計画（計画期間：平成19年度～22年度）」と整合をはかりながら推進することとしており、現在、この計画のもと、女性のチャレンジ支援や市町との連携強化など、男女共同参画社会の実現に向けた、さらなる取組を進めているところです。

この年次報告は、基本計画に基づく平成19年度の男女共同参画施策の実施状況について、県議会へ報告するとともに、広く県民の皆さんに公表するために作成しました。

このなかには、三重県男女共同参画審議会が外部的な視点で実施された施策の評価と75項目の提言をあわせて掲載しています。

本報告によって、県民の皆さんをはじめ各種団体や事業者の皆さん、市町等が、三重県における男女共同参画の現状や県の施策に関する理解と関心を深めていただき、県とともに男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進されることを期待します。

平成20年9月

三重県知事 野呂昭彦